



岐阜 - 2

立入禁止区域			
凡 例			
立入禁止区域	色別	期間	
1	岐阜県鳥獣保護区・休養区 レクリエーションの森、協定の森、共用林野 等、着長等が立入禁止とする場所		通年
2	販売(立木、副産物、分取育林) 請負(素材生産、造林、治山、林道等) 委託箇所(收穫調査、巡視、測定等) 直営箇所(收穫調査、巡視)		R3.4.1~ R3.10.31

※職員による日頃の巡視や林道の維持作業、許可を得た一般者による入林(副産物採取・各種調査)が適宜あります。狩猟にあたっては禁止区域に限らず、周囲の安全を確認した上で実施いただくようお願いいたします。
※災害により林道等に被害を受けている箇所があるため、通行の際はご注意ください。